

点検評価レポートフォリオ 静岡社会健康医学大学院大学

2024（令和6）年6月

はじめに

静岡社会健康医学大学院大学は、静岡県により設立された公立大学法人が運営する大学院大学として、約5年の準備期間を経て令和3年4月に開学した単科の大学院大学である。博士前期課程の修業年限は2年、入学定員は10名（収容定員20名）、取得学位は修士（社会健康医学）[Master of Public Health(MPH)]である。また、令和5年4月に新設した博士後期課程の修業年限は3年、入学定員は2名（収容定員6名）、学位は博士（社会健康医学）[Doctor of Philosophy in Public Health(PhD)]である。

集団を対象とする社会医学において、健康阻害要因の解明とその対策の社会実装は、従来、公衆衛生学がその中心的役割を担ってきた。一方、近年では、ヒトゲノム情報に基づいた個別化予防・医療や医療ビッグデータ分析に基づく予防・治療の最適化など、公衆衛生学に新たな学問領域が融合しつつある。社会健康医学とは、公衆衛生学の5つのコア領域（疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学）に、このような新しい学問領域を融合した学問である。本学では、学際的な社会健康医学研究の成果として疾病予防における新しい科学的エビデンスを導出し、社会に実装することで集団レベルでの健康増進に資すること、並びにその役割を担う人材育成を建学の理念として掲げ、国際的な「知と人材の集積拠点」となることを目指している。

静岡県は、我が国においてトップクラスの健康寿命を誇るが、未だ平均寿命との間に10年程度の格差が存在する。健康寿命をさらに延伸し平均寿命との格差を短縮するためには、人の病気を予防することはもとより、病気を防ぐ地域・環境を作ることが求められる。そこで静岡県では、この目標を達成する手段として社会健康医学の研究と研究成果の社会実装を進めてきた。具体的には、京都大学高等研究院副院長・特別教授の本庶佑氏を委員長とし、県内外の各分野を代表する学識経験者や医療専門職を招聘した「社会健康医学基本構想検討委員会」を平成28年4月に設置し、社会健康医学の推進に向けた在り方を検討してきた。度重なる議論の結果、「研究」（医療ビッグデータの活用、施策の体系化や臨床研究のための疫学研究、ゲノムコホート研究）、「人材育成」（医師や看護師など医療専門職を主な対象とした教育の実施や、地域のリーダーとなる社会健康医学を理解する人材の育成）、「拠点」（研究と教育の拠点となる仕組みの構築）、「社会還元」（社会

健康医学の研究成果の社会還元や国内外に向けた発信による世界から憧れを呼ぶ健康長寿“ふじのくに”の実現）からなる「静岡県の健康寿命の延伸に向けた提言」を受けた（平成29年2月）。続く「社会健康医学基本計画策定委員会」では、「拠点」形成の具体的な取組として、大学院大学の設置が盛り込まれた「社会健康医学研究推進基本計画」が策定（平成30年3月）された。その後、先行的な取組である静岡県立総合病院リサーチサポートセンターにおける社会健康医学研究（平成30年度～）を経て、令和3年4月の開学に至った。

令和5年4月には、自立して専門的かつ継続的に研究活動を行い、社会健康医学の発展と健康増進・疾病予防の高度化に資する科学的知見を導く「研究者」の養成を目的とした博士後期課程を新設した。

本点検評価ポートフォリオは、学内の自己点検・評価委員会において、全学的な自己点検を行った結果を取りまとめたものである。自己点検・評価を行う中で明らかになった課題については今後速やかに改善するとともに、本学の教育・研究・成果還元の一層の発展に努めていく。

目次

大学の概要	2
大学の目的	4
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（大学院）	6
ロ 教員組織に関すること（大学院）	8
ハ 教育課程に関すること（大学院）	10
ニ 施設及び設備に関すること	12
ホ 事務組織に関すること	14
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	16
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	18
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	20
リ 財務に関すること	22
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	24
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	26
取組1 「学生との懇談会等を通じた教育研究に対する意見集約と改善」	27
取組2 「様々な機会での多様な募集活動による入学志願者の確保」	28
取組3 「教育研究の質向上のためのピアレビュー制度・研究支援制度」	29
取組4 「成果の還元に向けた行政機関等とのシステム作り」	30
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	31
取組1 「静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究の推進」	33
取組2 「医学研究と健康づくりを両立したゲノムコホート研究の推進」	34
取組3 「多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備」	35
取組4 「静岡県、県内市町と連携した教育研究、研究成果の社会還元」	36
認証評価共通基礎データ	37

大学の概要

(1) 大学名

静岡社会健康医学大学院大学

(2) 所在地

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号

(3) 学部等の構成

研究科：社会健康医学研究科（社会健康医学専攻）

関連施設：附属図書館、社会健康医学研究センター

(4) 学生数及び教職員数（2024（令和6）年5月1日時点）

学生：大学院48人（博士前期課程37人、博士後期課程11人）

教員：30人、職員：17人

(5) 理念と特徴

○大学院大学の基本的な理念

本学の基本的な理念として、「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、県民を始めとした全国健康寿命延伸に資する研究課題の科学的な分析を通じ、国内だけでなく国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を目指す」こととしている。

この基本的な理念を実現するため、以下の活動を基本方針として定めている。

ア 研究の推進

健康増進施策や疾病予防対策に科学的な知見を導入するため、医療ビッグデータの活用、効果的な健康増進施策・疾病予防対策のための疫学研究、ゲノムコホート研究に取り組む。

イ 人材の育成

社会健康医学の研究を長期的かつ継続的に推進し、研究の成果を地域にわかりやすい形で還元する担い手として、地域医療のリーダーとなる「医療専門職」、各地域の現場で健康増進施策を担う「健康づくり実務者」を育成する。

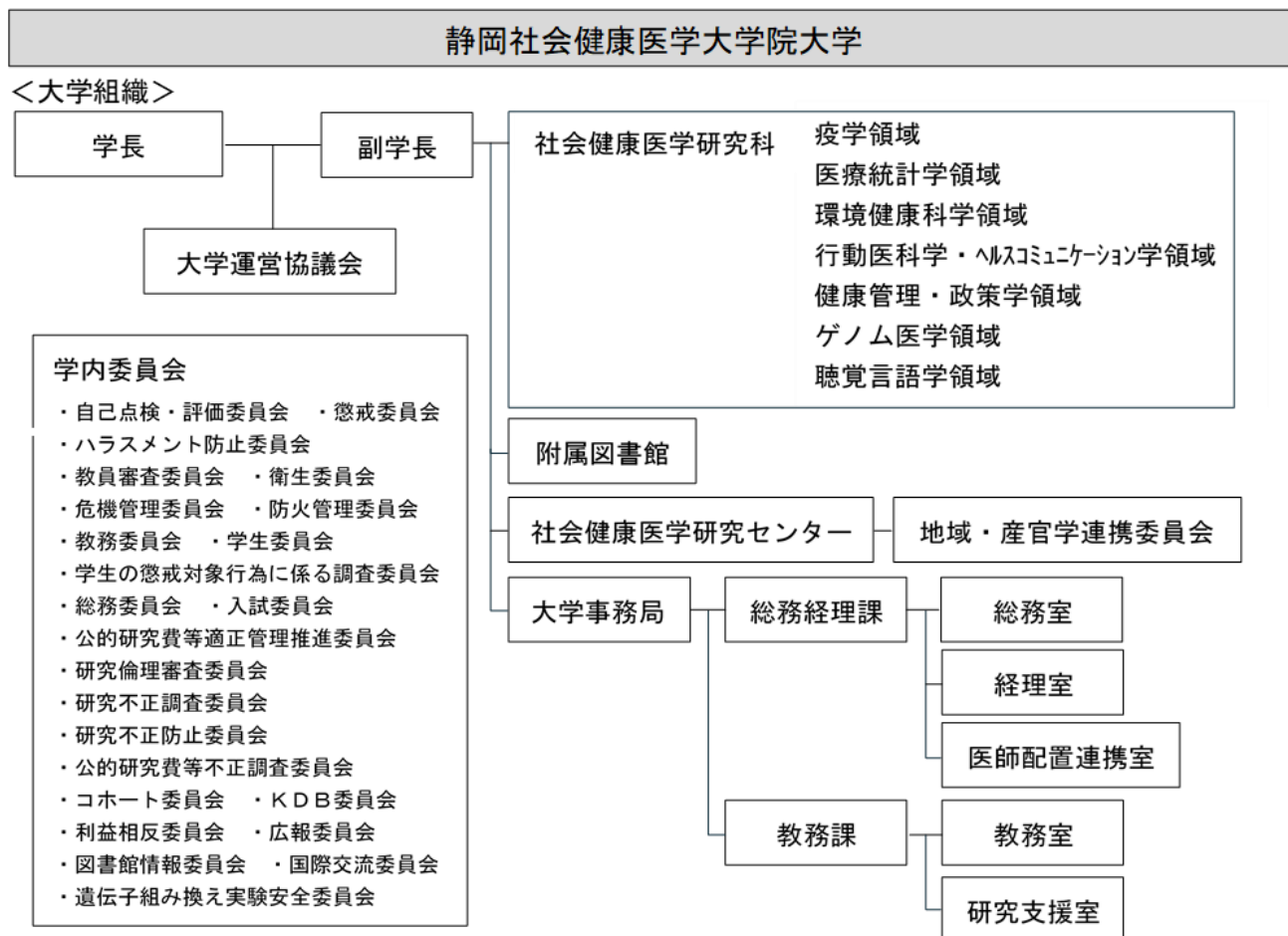
ウ 成果の還元

社会健康医学の研究により得られた成果を、行政や医療機関などと連携して健康増進施策や疾病予防対策に反映するとともに、住民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組むよう、分かりやすく情報提供する。

エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点

本学を、県内及び公衆衛生大学院が十分に整備されていない中部地域における社会健康医学の拠点として位置付け、上記の3活動を総合して実践し、国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を構築する。

(6) 大学組織図



大学の目的

1 静岡社会健康医学大学院大学学則（抄）

（目的）

第1条 静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

2 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款（抄）

（目的）

第1条 この公立大学法人は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを旨とする大学を設置し、及び管理することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的</p> <p>本学は、学校教育法第99条の趣旨に基づいて、静岡社会健康医学大学院大学学則第1条に「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的とする」と定めている。</p> <p>また、本学における教育研究上の目的は、静岡社会健康医学大学院大学学則第5条に定めているとおり、博士前期課程については、社会健康医学の研究を長らかつ継続的に推進し、研究の成果を地域社会に分かりやすい形で還元するため、社会健康医学研究や健康寿命の延伸に向けた取組の担い手となる高度の専門的人材を育成することとしている。</p> <p>博士後期課程については、社会健康医学の最先端研究と成果の社会実装に取り組むことで、我が国のみならず世界が抱える健康課題の解決に果敢に取り組む高度な研究者を育成することとしている。</p> <p>2 大学院の組織</p> <p>静岡社会健康医学大学院大学学則第1条で定められた目的を達成するため、同学則第4条に基づき、社会健康医学研究科を設置しており、その下に、社会健康医学専攻を設置している。同専攻には、下表に示す研究領域の区分に応じた教授等を配している。</p> <table border="1" data-bbox="199 1108 820 1274"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>研究領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会健康医学専攻</td> <td>疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、同専攻においては、大学院設置基準に定める専攻ごとに置くべき教員数を確保している（「認証評価共通基礎データを参照」）。以上のことから研究科の組織、教員数等は、教育研究上適当な規模内容を有している。</p>	専攻	研究領域	社会健康医学専攻	疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学	<p>3 収容定員</p> <p>収容定員は、静岡社会健康医学大学院大学学則第4条に以下のように定めている。</p> <table border="1" data-bbox="863 392 1469 568"> <thead> <tr> <th>専攻</th> <th>課程</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">社会健康医学専攻</td> <td>博士前期</td> <td>10人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>博士後期</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>12人</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※博士後期課程は、令和5年度開設</p> <p>令和5年度は、入学定員12人のところ22人入学しており、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定められ、十分な対応が取れる状況にあるため、教育研究上支障はない。</p> <p>4 名称</p> <p>研究科及び専攻の名称は、「2 大学院の組織」に記載したとおり、研究科の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>	専攻	課程	入学定員	収容定員	社会健康医学専攻	博士前期	10人	20人	博士後期	2人	2人	計		12人	22人
専攻	研究領域																			
社会健康医学専攻	疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学																			
専攻	課程	入学定員	収容定員																	
社会健康医学専攻	博士前期	10人	20人																	
	博士後期	2人	2人																	
計		12人	22人																	
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>																			
<p>優れた点</p>	<p>少人数の定員ながらも、公衆衛生学の基本5領域をはじめ、ゲノム医学や聴覚言語学など、幅広い学問領域を網羅する教員を配置しており、入学定員を上回る学生を確保している。</p>																			
<p>改善を要する点</p>																				

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	・学則 第1条(目的)
	大学院設置基準	
②	第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	・学則 第5条(人材養成等教育研究上の目的)
③	第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	・学則 第3条(課程)
④	第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	・学則 第3条(課程) 第18条(修業年限)
⑤	第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。	
⑥	第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	・学則 第4条(研究科、専攻及び学生定員)
⑦	第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	・学則 第4条(研究科、専攻及び学生定員)
⑧	第十条(収容定員) 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	・学則 第4条(研究科、専攻及び学生定員)
⑨	第二十二條の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・学則 第1条(目的)

□ 教員組織に関すること（大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

<p>1 教員組織</p> <p>大学院において授業及び研究指導を担当する教員は、静岡社会健康医学大学院大学学則第9条の定めのとおり、教授、准教授、講師を配置している。教員組織については、教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有するとともに、高度な実務能力を備えた専任教員を、学生数に対して多数配置しており、また、教育上主要な授業科目である、公衆衛生学科目の5領域やゲノム医学科目の必修科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置した。</p> <p>研究科の教員組織において、研究科長を配置している。そして、静岡社会健康医学大学院大学学則第12条に基づき、教育研究に関する事項を審議するため教授会を配置し、組織的な運営体制を整えている。</p> <p>また、静岡社会健康医学大学院大学学則第14条に基づき、本学の運営に関する連絡調整、企画調査等に当たるため、専任教員を中心に構成する教務委員会、入試委員会などの学内委員会を置き、それぞれ教育課程編成、入学者選抜などについて審議した。</p> <p>2 授業科目の担当</p> <p>本学においては、共通科目7科目、公衆衛生学科目25科目、ゲノム医学科目5科目、聴覚・言語科目19科目、発展科目10科目の合計66科目が開講されているが、これらの担当状況については、本学専任教員が担当する科目数は66科目中62科目であり、全体の94%を専任教員が担当しており、教育活動を展開するために必要な教員を適正に配置した。</p>	<p>3 教員の配置状況</p> <p>大学院に配置する教員数等については、以下の表のとおり、大学院設置基準で必要とされる教員数を超えた手厚い専任教員数を配置している。その中でも、中核となる科目（必修科目）には豊富な教育経験や研究業績、実務経験を有する職員を配置するとともに、一部の科目については、外部の教育・研究業績を有する教員、専門家を非常勤講師として配置し、人材の育成で成果を上げられるよう努めた。</p> <p>4 教員の選考</p> <p>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学教員の採用及び昇任に関する規則に基づき、①教授会に置かれる教員資格審査会が公募要項を定めて公募を行い、②応募者の適格性について審査委員会で審議の上、③選抜された候補者数名について教授会に対して選抜理由を説明した後、④教授会での投票によって採用候補者を決定し、⑤学長兼理事長に上申した。学長兼理事長は、この候補者について理事会に意見聴取を行った上で採用を決定した。職ごとの資格要件は、学校教育法及び大学院設置基準に即して規則で定めている。令和5年度には、博士課程の設置にあたり、疫学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚領域の分野で教育研究を先導している6名が専任教員として着任した。</p> <p>5 教員の評価</p> <p>令和3年度に制度を構築した教員評価を毎年実施している。全ての教員は学会発表等の研究活動、学生指導、研究成果の還元等の社会貢献等に関する自己点検表を作成し、大学が集計結果を教員にフィードバックすることで、教員自らの自己評価に活用している。加えて研究科長・副研究科長による面談を実施することで、教員が自ら立てた年度目標の達成を支援している。なお、自己評価プロセスの適切な運用に向けて、評価方法は毎年検証し、必要に応じて改訂を行っている。自己評価結果のさらなる有効活用に向けて、他大学の運用方法等の調査を継続的に行っている。</p>
---	--

表 収容定員数と教員の配置状況（令和5年度）

	収容定員数	必要な教員数		教員の配置状況		
		研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員		研究指導補助教員
				うち教授		
社会健康医学研究科	22人	6人	6人	25人	15人	0人

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	授業科目における本学専任教員が担当する割合が高く、また、研究指導教員数も多く、また、令和5（2023）年4月に設置した博士後期課程の研究指導教員として、25名の教員を配置するなど、基準を超える手厚い教育研究体制を整えた。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>・学則 第9条（職員）</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>・学則 第9条（職員）</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	<p>（該当しない）</p>

ハ 教育課程に関すること（大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜</p> <p>博士前期課程の入学者選抜においては、一般選抜と推薦選抜に区分し、それぞれ筆記試験（英語・小論文）及び面接により、アドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜することとしている。</p> <p>筆記試験（英語・小論文）では、研究を遂行する上で必要となる語学力や保健・医療に関する基礎知識の有無、自らの考えを論理的に展開できる論述能力、実践的な解決策を提示し、組織的に実行しようとする意欲等を評価基準とし、独自の英語試験と小論文を実施した。面接では、社会健康医学に関連した問題意識や、高い学修意欲、習得した学識を社会に還元していく意志があるかなどについて評価を行った。</p> <p>博士後期課程の入学者選抜においては、筆記試験（英語）及び面接を行い、本学が掲げるアドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜することとしている。</p> <p>筆記試験では、国内外の英語論文を読み、研究成果を論文として英語で執筆するために必要な英語力を修得していることを基準に、独自の筆記試験を実施した。面接では、社会健康医学や関連する保健・医療について専門知識を確認した上で、出願時に提出を求める研究概要に基づいて質疑応答を行うことで、当該領域の研究に高い関心と探求心を有し、学術的課題の解決に果敢に取り組み、研究成果を社会に実装することで課題解決と当該学術領域の発展に寄与する意欲の評価を行った。また、令和6年度入試から、研究活動歴及び研究業績一覧を出願書類に追加し、実務経験豊かかつ修了後も引き続き医療・保健・福祉の現場で活躍できる人材であるかの評価を行った。</p> <p>2 教育課程の編成・授業等</p> <p>本学の教育は、静岡社会健康医学大学院大学学則第26条の規定のとおり、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（研究指導）によって行っており、授業科目については、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成している。</p> <p>博士前期課程では、1年次前期に、「社会健康医学概論」、「疫学概論」など、社会健康医学修士（MPH）の取得に必要な不可欠な科目や、修了後に医療・介護の現場に研究成果を還元するために必要なプレゼンテーション等の技法に関する科目など、全学生が学修する科目を中心に配置している。</p>	<p>また、1年次後期から2年次にかけては、必修科目で身に着けた知識・スキルをさらに発展させた内容の科目や、演習形式の実践的な科目、「疫学研究・臨床研究特論」、「疫学・ゲノム疫学特論」など、社会健康医学をより深く学修することに対して寄与する科目を選択科目として主に配置している。</p> <p>研究指導（修士論文又は課題研究）については、早期に取り組むことで研究の質向上や授業理解に役立てることができるため、1年次後期から取り組むこととしている。入学時のオリエンテーションでの各教員の研究領域の紹介や、必修科目で身に着けた基礎的な知識・スキルを基に研究指導教員を決定し、個別の研究テーマに取り組んでいく。また、リサーチミーティングを毎週開催することにより、学生同士の研究内容の相互評価や討論を通して研究の質向上を図っている。</p> <p>博士後期課程では、社会健康医学の最先端で研究を牽引する研究者や専門家を招き、社会実装に対する取り組みを実践的に学ぶ特講科目、全学年合同で論文抄読や討議を行うセミナー科目を配置した。これらの科目には全ての研究指導教員も参加し、学生の研究評価や討論を通して、研究の質向上を図った。</p> <p>3 成績評価基準・修了認定基準</p> <p>成績評価の基準の明示については、静岡社会健康医学大学院大学学則第33条に規定されており、各科目の評価基準についてはシラバスに明示している。</p> <p>修了認定については、静岡社会健康医学大学院大学学則第45条に規定する、修了要件単位の取得状況と、修士論文・課題研究の審査結果により行っている。修士論文と課題研究については、それぞれの位置づけ、成果のまとめ方、評価方法と評価基準を教授会で検討・明確化している。また、入学当初のリサーチミーティングで学生に修了認定までの手続きや成果のまとめ方、評価方法と評価基準を示すことで、学生が自身の研究の内容や予想される研究成果を勘案しつつ、修士論文か課題研究を適切に選択できるようにしている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>MPHの学位取得を基本としながら、養成する人材像に応じて、必要な知識と技術を系統だって習得可能にする教育課程を編成した。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>遺伝カウンセラー養成コースの設置を踏まえ、引き続きカリキュラムの配置の見直しを進める必要がある。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>・学則 第23条（入学者の選考）</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>・学則 第26条（授業及び研究指導）</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>・学則 第26条（授業及び研究指導）</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>・学則 第26条（授業及び研究指導）</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつたの基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p>・学則 第33条（成績評価基準等の明示等）</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二号十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>・学則 第30条（単位の計算方法） 第31条（授業期間） 第32条（単位の授与） 第35条（他の大学院における授業科目の履修等） 第36条（入学前の既修得単位等の認定） 第27条（長期にわたる教育課程の履修） 第54条（科目等履修生）</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 校地・校舎、附属施設、施設・設備等</p> <p>本学の教育研究用途の主要校地は、現キャンパス1か所で、校地面積は11,515㎡であり、大学設置基準により算出される必要な面積(200㎡)を大幅に上回っている。校舎面積は9,209㎡であり、教育研究上の必要に応じた十分な面積を確保している。</p> <p>大学院大学の建物は、本館教育棟、本館研究棟、別館、機械棟などで構成されており、講義、演習、研究活動、大学運営に活用されている。</p> <p>校舎等の施設は、旧静岡県赤十字血液センターと、旧静岡県環境衛生科学研究所の建物を改修して利用している。開学初年度の令和3年度は、先行して改修した旧静岡県赤十字血液センターに、教育研究を行うために必要な施設を整備し、同時に、静岡県立総合病院のリサーチサポートセンターの一部を用いて研究を行った。令和3年度中に旧環境衛生科学研究所を本館研究棟として整備し、研究室及び教員室等を配置することにより、令和4年度から全館の供用を開始している。</p> <p>学生の教育に必要な施設として、オンライン授業を実施するための機器を整えた講義室や演習室に加え、集中して学修できる環境の院生室、グループ学修に適したラーニングコモンズ、授業時間以外の自主学修やコミュニケーション、リラクゼーションのためのラウンジなど、学生が自由に使える環境を整備した。その他、本学の運営に必要な学長室、会議室、事務室、医務室等を整備した。また、研究施設としては、全ての専任教員に対する専用の研究室(教員室)に加え、学外研究者との共同研究等にも活用できる共同研究室、生物学的な実験が可能な研究実験室を整備した。学生に対しては、オンライン授業のWEB会議システムが利用でき、統計解析に必要なソフトがインストールされた構成のパソコンをすべての学生に貸与するよう必要数を整備し、学修に利用できるよう院生室において全員に専用の学修スペース(机、椅子)を設けた。さらに、授業を後日オンデマンドでいつでも視聴できるシステムを整備した。また、教員が研究に用いるために使用する施設・設備については、医療ビッグデータにおいては膨大なデータを処理するための高性能な機材と解析室を整備した。この機材は外部からの接続ができない仕組みのシステムとしており、保管しているSKDBデータのセキュリティは万全なものとなっている。</p>	<p>これらの施設は、学生、教員のIDカードによる入退館管理により、24時間利用とセキュリティ確保を両立した体制を整備した。</p> <p>2 附属図書館</p> <p>本学は、教育研究の目的を達成するため、静岡社会健康医学大学院大学学則第7条に基づき附属図書館を設置している。</p> <p>附属図書館は、静岡社会健康医学大学院大学附属図書館規則第2条に基づき、教職員、学生等の調査研究および教育に資することを目的として、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等の業務を行った。図書、学術雑誌(電子ジャーナル含む)、その他図書館資料として適当と認められるものについて、社会健康医学の教育・研究に必要なものを系統的に整備した。</p> <p>また、同規則第4条に基づき静岡社会健康医学大学院大学図書館情報委員会を設置し、附属図書館の管理及び運営や諸規程の制定改廃など、図書館に関する重要事項について審議した。</p> <p>図書館は、延べ床面積275.5㎡で、図書2,182冊、電子ジャーナル3,989誌、閲覧席は24席であり、学生収容定員(20人)を超える十分な席数が確保されているほか、さらにラーニングスペースやブラウジングスペースを設け、図書や電子ジャーナル等を有効に活用した学修環境を整えた。図書については、県内図書館や東海地区の図書館、大学図書館の団体と協定を結び、他の図書館の資料を相互に利用できる仕組みを整えとともに、電子ジャーナルについては、各ジャーナルを横断的に検索できるシステムを整備している。</p> <p>また、図書館は24時間体制で運用している。カード認証で常時入退室可能であり、図書の貸出・返却システムも自動化することで、いつでも自由に利用できる環境を整えた。また、非常勤司書を配置し、図書館内の環境整備やホームページを活用した情報発信などができる体制を整えている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>オンライン上でグループワークができるシステムや、学生が学修しやすいスペースを確保する等、快適に学修できる環境を整えている。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学WEBページ ・大学見取り図 ・校地校舎等の図面（設置認可申請書）</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学WEBページ ・大学見取り図 ・校地校舎等の図面（設置認可申請書）</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>・学則 第7条（附属図書館）</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 事務組織</p> <p>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学組織規則に基づき、法人および大学に事務局を置いている。事務局は、教育・研究支援、学生支援、図書を担当する教務課、法人および大学の運営、研究費管理を担当する総務経理課、法人監査を担当する監査課で組織される。</p> <p>すべての学内委員会の庶務を教務課または総務経理課が担当し、事務担当者を配置して、教員組織と連携、情報共有を行っている。</p> <p>なお、静岡県から受託している医師配置調整業務を本格的に担うため、令和4年度から総務経理課に医師配置連携室を、また学内の研究支援体制の拡充を図るため、令和5年度から教務課に研究支援室を設置した。</p> <p>職員の内訳（有期雇用職員を含む。令和5年度）</p> <table border="1" data-bbox="194 824 782 1317"> <thead> <tr> <th>課名等</th> <th>人数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>1名</td> <td>* 総務経理課長を兼務</td> </tr> <tr> <td>参事（医師配置調整担当）</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務経理課長</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務室</td> <td>5名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経理室</td> <td>4名</td> <td>* 2名研究支援室兼務</td> </tr> <tr> <td>医師配置連携室</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務課長</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教務室</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究支援室</td> <td>7名</td> <td>* 2名経理室兼務</td> </tr> <tr> <td>監査課</td> <td>5名</td> <td>* 5名兼務</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学生支援の組織</p> <p>本学の学生は全員が社会人であるが、学生の生活安全や交通安全、奨学支援、健康の保持増進、キャリア形成について審議するため、研究科長を委員長とする学生委員会を設置しており、必要に応じて開催することとしている。</p> <p>また、学生の健康保持のため、職場での健康診断結果等の情報提供を依頼することなどを通じて、学生の健康の状況の把握に努め、職場での健康診断がない学生に対しては健康診断を適切に実施している。</p>	課名等	人数		事務局長	1名		事務局次長	1名	* 総務経理課長を兼務	参事（医師配置調整担当）	1名		総務経理課長	1名		総務室	5名		経理室	4名	* 2名研究支援室兼務	医師配置連携室	4名		教務課長	1名		教務室	6名		研究支援室	7名	* 2名経理室兼務	監査課	5名	* 5名兼務	<p>学生からの学費、各種証明書の発行、心身の健康や、修学に関する相談などについては、事務局に学生相談窓口を置き、様々な学生からの相談に丁寧に対応した。</p> <p>ハラスメント対策については、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、理事長から全学生、全教職員に対し、ハラスメント根絶宣言をメールにて発出し法人としてハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、ハラスメント防止委員会を設け、教職員向けのハラスメント研修会を実施している。さらに、ハラスメント相談窓口として、学生委員会委員や管理監督職員の連絡先を案内するほか、メールによる相談窓口を設置・運営している。</p> <p>令和5年度には、コンプライアンス検定（職員向け）や動画教材の視聴（教員・学生向け）、グループワークの実施（教員・職員・相談担当者向け）等の取組を行った。</p> <p>3 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>本学においては、様々なバックグラウンドを持つ学生が在籍しており、その学生が、学位取得後に多様なフィールドで活躍できるよう、指導教員のみならず、すべての教員が協力してキャリアパスの構築支援に当たることが必要である。</p> <p>このため、1年後期から開始される特別研究（修士論文・課題研究）において、各学生の研究指導教員や研究指導補助教員がキャリアパスについての相談を受けた場合は、必要に応じてその情報をその他の教員と共有し、また可能な支援を行うことで、様々なバックグラウンドを持つ学生が希望通りのキャリアパスを形成出来るようにアドバイス・支援に応じている。</p> <p>4 職員の資質向上</p> <p>本学における教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための知識・技能の習得や能力・資質向上に向けた組織的な取組として、職員の専門性を高めるため、担当する学内委員会（総務委員会）を定め、SD研修を企画・実施した。</p> <p>総務委員会における議論をもとに、情報セキュリティ研修や公立大学協会の「公立大学教職員研修システム」（オンデマンド）を活用したコミュニケーション及び各自の分掌に沿った研修を実施し、職員の事務効率化、資質向上を図った。また、同システムを活用した担当業務に関連する他の研修の受講を奨励し、職員の専門性の向上を図った。</p>
課名等	人数																																				
事務局長	1名																																				
事務局次長	1名	* 総務経理課長を兼務																																			
参事（医師配置調整担当）	1名																																				
総務経理課長	1名																																				
総務室	5名																																				
経理室	4名	* 2名研究支援室兼務																																			
医師配置連携室	4名																																				
教務課長	1名																																				
教務室	6名																																				
研究支援室	7名	* 2名経理室兼務																																			
監査課	5名	* 5名兼務																																			
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>																																				
<p>優れた点</p>	<p>小規模な単科の大学院大学でありながら、研究支援室を設置し研究支援業務を一元的に取り扱うなど、大学の円滑かつ効果的な業務の遂行に資する事務局体制が構築できている。</p>																																				
<p>改善を要する点</p>																																					

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<p>・学則 第8条（事務局）</p>
②	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>・学則 第8条（事務局）</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 3つのポリシーの策定 令和3年4月に開設した本学においては、令和元年10月に提出した設置認可申請において、3つのポリシーを策定した。本学の社会健康医学研究科について、本学の基本理念や目的に沿って、明確に定めている。</p> <p>2 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <table border="1" data-bbox="220 611 820 1023"> <thead> <tr> <th></th> <th>カリキュラム・ポリシー</th> <th>ディプロマ・ポリシー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>公衆衛生学の基本5領域を基盤とした教育</td> <td>公衆衛生学の基本5領域の基本的内容の理解</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>研究の基本設計を構築、実行する能力を身に付ける教育</td> <td>課題解決のための研究計画を自ら立案、実行できる能力</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>健診・医療等のデータを解析し総合的解決方法を導き出す教育</td> <td>研究成果を実践的プログラムとして企画立案できる能力</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ヘルスコミュニケーション能力やリーダーシップの向上を図る教育</td> <td>コミュニケーション、リーダーシップで多職種連携の中核を担える能力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 博士後期課程</p> <table border="1" data-bbox="220 1084 820 1509"> <thead> <tr> <th></th> <th>カリキュラム・ポリシー</th> <th>ディプロマ・ポリシー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>高い倫理観、課題抽出能力、研究計画能力、論理的思考能力を涵養【研究力】</td> <td>学術的課題を抽出し、研究を立案・遂行し、成果を発信することで学界に貢献する能力【研究力】</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>社会実装や行政施策への還元に必要な洞察力、応用実践力、指導力を涵養【実装力】</td> <td>現実社会に実装する方法や行政施策に還元できる高度な能力【実装力】</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>高度な専門性と先導性を涵養【先導力】</td> <td>指導的・先導的役割を果たす能力と国際性【先導力】</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のとおり、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは対応しており、一貫性を確保している（詳細は次頁「関連資料」を参照）。</p>		カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	①	公衆衛生学の基本5領域を基盤とした教育	公衆衛生学の基本5領域の基本的内容の理解	②	研究の基本設計を構築、実行する能力を身に付ける教育	課題解決のための研究計画を自ら立案、実行できる能力	③	健診・医療等のデータを解析し総合的解決方法を導き出す教育	研究成果を実践的プログラムとして企画立案できる能力	④	ヘルスコミュニケーション能力やリーダーシップの向上を図る教育	コミュニケーション、リーダーシップで多職種連携の中核を担える能力		カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	①	高い倫理観、課題抽出能力、研究計画能力、論理的思考能力を涵養【研究力】	学術的課題を抽出し、研究を立案・遂行し、成果を発信することで学界に貢献する能力【研究力】	②	社会実装や行政施策への還元に必要な洞察力、応用実践力、指導力を涵養【実装力】	現実社会に実装する方法や行政施策に還元できる高度な能力【実装力】	③	高度な専門性と先導性を涵養【先導力】	指導的・先導的役割を果たす能力と国際性【先導力】	<p>3 3つのポリシー</p> <p>(1) ディプロマ・ポリシー 学位授与に当たっての到達点を明記するとともに、本研究科の修了に当たって全ての修了生が身に付けるべき資質・能力として期待することを明記しており、適切に設定している。</p> <p>(2) カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシーに沿って、適切に設定している。 博士前期課程については、カリキュラム・ポリシーに基づく教育を通じて、ディプロマ・ポリシーで掲げる4つの能力を身に付けているか、授業における議論への参加度、レポートや特別研究の完成度等により総合的に評価を行うこととしている。 博士後期課程については、授業科目に対する取組や学修成果の総合判定、並びに博士論文の最終審査の評価をもって、社会健康医学の学識や研究遂行能力、研究成果の実装能力、教育研究における指導的・先導的能力を学修成果として評価することとしている。</p> <p>(3) アドミッション・ポリシー 入学に際して、応募が期待される者の要件について、適切に設定している。 また、大学案内及び本学Webサイトで公表している。</p>
	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー																										
①	公衆衛生学の基本5領域を基盤とした教育	公衆衛生学の基本5領域の基本的内容の理解																										
②	研究の基本設計を構築、実行する能力を身に付ける教育	課題解決のための研究計画を自ら立案、実行できる能力																										
③	健診・医療等のデータを解析し総合的解決方法を導き出す教育	研究成果を実践的プログラムとして企画立案できる能力																										
④	ヘルスコミュニケーション能力やリーダーシップの向上を図る教育	コミュニケーション、リーダーシップで多職種連携の中核を担える能力																										
	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー																										
①	高い倫理観、課題抽出能力、研究計画能力、論理的思考能力を涵養【研究力】	学術的課題を抽出し、研究を立案・遂行し、成果を発信することで学界に貢献する能力【研究力】																										
②	社会実装や行政施策への還元に必要な洞察力、応用実践力、指導力を涵養【実装力】	現実社会に実装する方法や行政施策に還元できる高度な能力【実装力】																										
③	高度な専門性と先導性を涵養【先導力】	指導的・先導的役割を果たす能力と国際性【先導力】																										
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																											
優れた点	基本理念に基づき、具体的かつ整合性のとれた3つのポリシーに基づき教育に取り組んだ。																											
改善を要する点																												

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>静岡社会健康医学大学院大学WEBページ ・ポリシー 静岡社会健康医学大学院大学WEBページ ・ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー・授業科目とアドミッションポリシーの関係（設置認可・届出の申請書「(4)趣旨等を掲載した書類その9」24ページ）</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的の公表と周知 大学院大学の目的については、静岡社会健康医学大学院大学学則第1条に規定しており、本学のウェブサイトに掲載するとともに、大学案内に掲載し、公表している。 学生への周知は、入学時オリエンテーションの際に、「学生便覧」等を用いて行った。受験生や医療機関等への周知は、個別訪問やオープンキャンパスなどの機会に、「大学案内」を用いて行った。 教職員への周知は、教員会議で「大学案内」などを配布して行った。 地域や社会への周知は、本学のウェブサイトにおいて、教育研究上の目的などを公表している。 また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポートレートにおいて、教育研究上の目的や、大学の特色などを公表している。</p> <p>2 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の公表と周知 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、本学のウェブサイトで公表している。 また、アドミッション・ポリシーについては、大学案内や学生募集要項に掲載し、個別訪問やオープンキャンパス、オンライン説明会などにおいて、本学への入学希望者などに対し、積極的に周知した。 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧に掲載し、入学時のオリエンテーション時などに適切に周知した。</p>	<p>3 その他の情報の公表と周知 (1) 教育研究上の基本組織 本学のウェブサイトにおいて、学則、組織図、その他関連規程を公表している。 (2) 教員組織、教員数、教員の業績 本学のウェブサイトにおいて、教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績について公表するとともに、教員一覧ページと教員ごとのページを設け、主な担当授業科目と研究指導のテーマを公表している。 さらに、教員の業績については、教員ごとのページからリサーチマップへのリンクを張り、最新の研究業績が閲覧できるようウェブサイトを構築している。 また、各教員の主な担当科目や研究指導テーマについては、大学案内に掲載し、公表した。 (3) 入学者の数、収容定員、学生数 入学者の数（受験者数、合格者数、入学者数）、収容定員、学生数については、本学のウェブページに掲載し公表しているとともに、大学ポートレートにおいても収容定員と学生数を公表している。 (4) 授業科目、授業方法及び内容、カリキュラム 本学のウェブページにおいて、カリキュラム構成（公衆衛生科目、共通科目、ゲノム医学科目、発展科目、特別研究）や、カリキュラムマップについてページを設けるとともに、大学案内にも掲載し、公表している。 学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて学生便覧を用いて詳細な説明を行った。 (5) 授業料、入学料その他の費用 本学学生向けの奨学金に関する情報と併せて、本学のウェブページ、大学案内、学生募集要項などにより公表している。 本学学生向けの奨学金に関する情報は、入学時のオリエンテーションにおいて説明した。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育研究活動等に関する情報について、適切かつ積極的に公表している。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ ・教育情報の公表
	学校教育法施行規則	
②	第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ ・基本理念・基本方針 ・教育上の基本組織 ・教員の数 ・教員一覧 ・入学者の数等の状況 （博士前期課程） （博士後期課程） ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準 ・大学見取り図 ・校地校舎等の図面（設置認可申請書） ・学費

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 自己点検・評価 教育研究活動等の状況や業務運営の執行状況等について、「学則」、「静岡社会健康医学大学院大学自己点検・評価に関する規程」、「静岡社会健康医学大学院大学自己点検・評価委員会規程」、「静岡社会健康医学大学院大学における自己点検・評価基本方針」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を積極的に公開して、教育研究活動や業務運営等の改善に反映することとしている。</p> <p>令和4年度に自己点検・評価委員会を4回開催し、自己点検・評価の記載項目を決定し、自己点検・評価書を作成した。</p> <p>本学では、認証評価機関として大学教育質保証・評価センターに引き続き加入している。</p> <p>2 研修・教職協働 (1) 研修 教職員の研修については、総務委員会においてFD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を推進するための企画、実施に取り組んだ。</p> <p>FD活動については、総務委員会主催で、SPH（School of Public Health）のコンピテンシーをテーマにFD研修を実施した。また、情報セキュリティ研修、SKDB 利用者講習会、研究倫理講習会、ハラスメント防止検定・グループワーク、利益相反研修会をFD活動の一環と位置付けて実施した。</p> <p>SD活動については、情報セキュリティ研修や公立大学協会の「公立大学教職員研修システム」（オンデマンド）を活用したコミュニケーション及び大学・公立大学法人に関する法令の基礎知識に関する研修等を実施した。</p> <p>それぞれ、全教員が年1回以上FD活動に参加し、全職員が年1回以上SD活動に参加した。</p> <p>(2) 教職協働 本学では、教務、入試、広報、研究倫理審査、図書館情報、博士課程等検討などの日常の学務運営に関し、各学内委員会などで研究科の教員と事務局職員の両者を委員に配置するなど、事務局の担当職員と関係教員の間で情報共有しつつ、個々の問題に関しても関係を密にして情報共有し、役割分担の適正化を図りながら、連携して進めている。</p>	<p>また、研究活動においては、SKDB データの活用のため、事務局担当職員が静岡県国民健康保険団体連合会や県、市町との調整業務を行い、各種研究でのフィールド調整を行った。ゲノムコホート研究においては、事務局担当職員が市町職員との調整を行い、健診当日には事務局から複数の職員が参加するなど、教員と事務局職員が連携して研究を実施した。</p> <p>3 学修成果（学修成果を把握するための体制） 学生を対象に、四半期ごとに無記名でアンケートを実施し、学生の講義等の理解度や課題となっている点、改善すべき点について把握している。</p> <p>また、学生と教員が参加する懇談会でより詳細に学生の意見を聞き取り、講義等の改善に活用している。</p> <p>4 研究活動の改善 学内の管理職等（学長、副学長、研究科長等）が委託研究学内評価会議を組織し、県からの委託研究に係る研究計画書、成果報告書について検討結果を助言し、必要に応じて見直しを図ることにより、研究の質向上、改善を図っている。更に、本学の研究顧問で組織する委託研究評価会議においてより広い視点から助言を受けている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	開学初年度からいち早く自己点検・評価に対応した。 SKDB データやゲノムコホート研究など、教員・事務局職員が連携して市町等との関係を構築した。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>・学則 第2条（自己点検・自己改革）</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
③	<p>第百五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>・学則 第2条（自己点検・自己改革）</p>
④	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>・学則 第2条（自己点検・自己改革）</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>・学則 第34条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</p>
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 財務の状況

令和4年度の決算状況は、運営費交付金及び外部資金を主たる収入として、安定的な財務運営を実現している。

学内ニーズを踏まえつつ財務諸表の検証・分析を行い、中期計画の重点事項への予算配分や経費の節約による効率的な予算執行を図るため、毎月実施している月次決算において、予算執行状況やキャッシュフローの状況について確認を行い、適切かつ効率的な予算執行に努めた。

(単位：百万円)

区分	令和 3年度	令和 4年度
収入		
運営費交付金	558	599
施設整備費補助金	232	34
自己収入	21	36
授業料収入及び入学検定料収入	16	24
雑収入	5	12
受託研究等収入及び寄附金収入等	209	407
目的積立金取崩収入	0	4
計	1,020	1,080
支出		
業務費	457	524
教育研究経費	94	91
人件費	259	301
一般管理費	104	132
施設整備費	232	34
受託研究等経費及び寄附金事業費等	204	314
計	893	872

2 教育研究環境の整備

学生の教育環境の整備に関しては、大学院生室3部屋、講義室3部屋、演習室8部屋、図書館を整備し、24時間利用可能な体制で運用している。また、学生の要望を取り入れながら、専用の椅子を整備するなど、学修意欲を喚起する環境を整えている。また、研究指導教員が学生の修士論文又は課題研究を指導するに当たり必要となる、学生の学会発表やソフト・書籍の購入などに活用できる研究指導経費を支援している。

教員の研究環境に関しては、教員が自由に活用できる教員研究費を配分した。そのほか、社会健康医学研究センターにおいて、県の健康増進施策や疾病予防対策に科学的知見を導入するため、医療ビッグデータ、疫学、ゲノムコホートに関する県からの委託研究について、主旨に合致する研究を学内から公募し、採択した課題には適切な研究資金を配分する体制を整えた。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 ICT環境の整備</p> <p>ICT環境の整備については、図書館情報委員会において学内における学術情報ネットワークの管理及び運営を所掌しており、適正に行っている。</p> <p>情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシー（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学情報セキュリティ対策基本規程及び同基準）に基づき、副学長を中心とした情報セキュリティ管理体制（CSIRT）により、セキュリティインシデントに適切に対応する体制を整えている。</p> <p>さらに、学生及び教職員等を対象とした情報セキュリティ研修会を実施することにより、情報セキュリティ意識の啓発に努めた。</p> <p>学修環境としては、全ての学生に専用のパソコンを確保するとともに、学内全域で利用できる無線ネットワークを整備しており、学内ネットワーク及びインターネットを学生及び教職員が自由に利用できる体制を整えている。また、講義室3部屋に遠隔講義システムを導入している。当該システムを導入し、教室で投影されたスライド、電子黒板に書かれた内容、講義をする教員の姿や音声、教室全体の様子をオンラインで共有できるようにしたことで、オンライン型やオンデマンド型で受講した場合であっても学修効果に差が生じない環境を整えている。</p> <p>2 学生支援体制</p> <p>(1) 学修支援</p> <p>本学における学生支援の体制は、「ホ 事務組織に関すること」の「2 学生支援の組織」に述べたとおりである。</p> <p>学生の良好な学修環境を整えるため、院生室を3室整備し、全ての学生に専用の机、椅子を用意した。また、院生室がある本館への入退室にカード認証を導入することで、セキュリティを確保したうえで24時間利用可能な学修環境を整えている。さらに、全ての学生にパソコンと、必修科目の指定教科書を貸与した。その他、全学生がオンライン・オンデマンドによる受講や、必要な資料をクラウド上に保管できるシステムを整備し、学生が来学しなくても学修できる環境を整備している。</p>	<p>研究科においては、学生ごとに研究指導教員、研究指導補助教員を定め、特別研究（修士論文、課題研究）に向けた研究テーマの設定、研究計画の立案、研究計画に基づいた進捗状況の把握、研究発表等、各段階における指導、助言を適切に実施している。</p> <p>学生が研究や成果発表等に活用できる研究指導経費を研究指導教員に配分することで、学生の研究発表を支援する体制を構築している。</p> <p>また、リサーチミーティングを開催することにより、学生同士の研究内容の相互評価や討論を通して研究の質向上を図った。</p> <p>科学英語の専門家による英語セミナーを開催し、主に学生を対象に、英語による学会発表やディスカッションおよび論文作成のスキルの向上を図った。</p> <p>また、様々な事情により標準修業年限（2年）を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合には、授業料は2年分のままで最大4年間まで履修できる長期履修制度を設けている。</p> <p>(2) 障害を持つ学生への支援体制</p> <p>本学の学生は全員が社会人であるが、学生の生活安全や健康の保持増進等について審議するために学生委員会を設置しており、必要に応じて開催するとともに、学生からの心身の健康に関する相談などについては、事務局に学生相談窓口を置き、適宜対応することとしている。令和5年度に聴覚に障害を持つ学生が入学し、授業等における必要な対応について本人と協議の上、支障なく授業を受けられる環境を提供した。</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>本学においては、経済的理由により入学料又は授業料の納入が困難な学生に対する支援を目的とした「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学授業料等の減免等に関する規程」を設けている。</p> <p>また、静岡県による本学学生対象の制度として、県民の健康寿命の延伸に資する人材の県内外からの誘引と県内への定着を目的とした、貸与型の奨学金制度（県内の医療等業務に5年従事することなどにより返済免除）を設けている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>ICTを活用して快適に学修できる環境を提供していることに加え、当該環境を安全に利用できる管理・運用を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>本学は、静岡県に設置された公立大学法人により運営されており、法人には、設置者である静岡県から以下の3項目を重点的な目標として位置付けた中期目標が定められ、指示されている。</p> <p>① 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成 ② 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進 ③ 社会健康医学研究の成果の地域への還元</p> <p>本学では、この中期目標を達成するため、自己点検・評価委員会や大学運営協議会が中心となり、関連する学内委員会とともに自己分析を行い、教育研究活動等の向上に努めている。</p> <p>本学における具体的な自己分析の取組は以下のとおりである。</p>	<p>① 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全学生と全教員を集めた懇談会を実施し、学生から授業に関する意見を集約し、科目やカリキュラムの改善等について検討した。 2. 個別訪問やオープンキャンパス等を実施し、入学志願者の確保に努めた。 <p>② 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 県委託研究において、学外の研究指導顧問から研究の評価を受けたり、学内においても研究内容や成果について評価・助言を受けたりする機会を設けた。 <p>③ 社会健康医学研究の成果の地域への還元に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 社会健康医学研究センター地域・産官学連携委員会を中心に、地域の課題を解決するため、県や市町の健康増進やその施策立案等を支援した。
---	---

2) 自己分析活動の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	学生との懇談会等を通じた教育研究に対する意見集約と改善	27
2	様々な機会での多様な募集活動による入学志願者の確保	28
3	教育研究の質向上のためのピアレビュー制度・研究支援制度	29
4	成果の還元に向けた行政機関等とのシステム作り	30

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学生との懇談会等を通じた教育研究に対する意見集約と改善
分析の背景	新設の大学院大学であり授業に関するノウハウの蓄積が乏しいこと、主として社会人学生を対象にしていること、オンライン/オンデマンド型授業を併用していること及び金曜日と土曜日に集中して開講していることなど他大学とは異なる特性を持つことから、学生に積極的に授業評価を依頼し、授業の実施方法等についての課題の抽出と改善策の立案に活用した。
分析の内容	<p>学生教員懇談会を年4回継続して開催し、授業の進め方や課題の出し方などについて意見交換を行い、可能な限り学生の要望を取り入れた。また、授業に限らず、大学院生活における様々な意見や要望、改善事項など学生と教員が直接対話する機会を設けることで、教育の質の向上に役立てている。具体的には、懇談会に先駆けて全学生を対象としたアンケートを実施し、授業や学生生活について意見を集約した上で集まった意見について懇談会で検討し、例えば授業課題の提示方法については、授業のスライドへの記載のみでなく、授業管理で使用しているシステムに掲示することを徹底させた。</p> <p>その他、授業アンケートを行い、アンケート結果を学長や研究科長が把握するとともに、各教員にフィードバックすることで授業の質の向上に努めた。</p>
自己評価	少人数教育であることを生かし、学生に対するアンケートによる意見聴取等と教員からの意見等へのフィードバックによって、授業を改善する仕組みが構築できた。また、学生と教員が直接対話する機会を持つことで、様々な課題を解決することができた。
関連資料	

タイトル (No. 2)	様々な機会での多様な募集活動による入学志願者の確保
分析の背景	開学年度から毎年募集定員を超える志願者が集まっているが、今後も安定的に入学者を確保すべく、積極的に学生募集のための取組を継続している。
分析の内容	<p>県内の医療機関や医療関連団体（医師会等）、大学等教育機関（計224機関）に大学案内やポスターを送付し配架・掲示を依頼した。資料を送付するだけでなく、県内の医療機関（24機関）、医療関連団体等（9団体）、大学等教育機関（3機関）を個別に訪問し、大学の教育や研究の特色について説明するなど、学生確保に向けたPRを行った。</p> <p>加えて県内の市町を訪問し（9市町）、本学の教育研究について紹介するとともに、進学者の推薦を依頼した。県健康福祉部の協力で、町長会議（6月12日）、市長会議（7月7日）においても大学のパンフレットを配付した。</p> <p>専門家向けには、第82回日本公衆衛生学会総会（令和5年10月）及び第34回日本疫学会学術総会において、大学紹介ブースを出展するとともに、学会プログラムに大学紹介の広告を掲載した。教員にこれらの学会での成果発表を促すことで、学術活動を通じたPRも積極的に進めた。また、第60回静岡県公衆衛生研究会が3年振りにグランシップで実地開催され、宮地学長の講演に併せ大学紹介ブースを設置し、来場者への周知に努めた。</p> <p>来年度から開設する遺伝カウンセラー養成コースの入学者確保対策としては、関係機関への訪問など様々な機会において当コースについて紹介した。</p> <p>本学への進学を検討している人に対しては、7月から9月にかけて、オープンキャンパスを1回（参加者数29名）、オープンキャンパスミニを2回（参加者数合計10名）、オンライン説明会を12回（参加者数合計46名）開催した。オープンキャンパスには在学生も参加し、日頃の学修や学生生活について紹介することで、参加者に大学を身近に感じてもらえるように工夫した。志願者からの相談に随時対応するために、オンラインでの個別相談や、個別のキャンパス見学も実施した（計7回）。加えて入学希望者の個別面談にも研究科長が随時対応した。</p> <p>ホームページを充実（研究論文紹介ページの新設、Facebookとの連携等）させ、大学における研究活動や学生生活などの魅力あるコンテンツの発信に努めた。同時に入試に関する情報も適宜発信した（トータルアクセス数274,453件、訪問者数（ユニークユーザー数）26,043：集計期間：R5.4.1～R6.3.31）。</p> <p>博士後期課程の学生募集に当たっては、オンライン説明会を計4回開催し、合計で11名の参加があった。また、博士後期課程では、出願前相談を必須としており、計8名から相談申込みがあった。本学博士前期課程の学生に向けても積極的な周知を行ったことで、修了予定者の約2.5割の学生から出願があった。</p> <p>更なる取組として、県内の医療機関で働く専門職の進学意欲を涵養する目的で、本学教員が医療機関において統計や研究の相談を受ける「統計・研究相談」を開始した。まずは2月から静岡赤十字病院で開始し、順次、他の医療機関にも横展開する予定である。また、県や市町の健康づくり実務者向けの修学準備コース（地域保健リーダー育成プログラム）も設置し、次年度後期から開始するための準備を整えた。</p>
自己評価	様々な活動を実施し、十分な入学志願者を確保できた（博士前期課程の受験者25名、応募倍率2.5倍、博士後期課程の受験者8名、応募倍率4倍）。
関連資料	

タイトル (No. 3)	教育研究の質向上のためのピアレビュー制度・研究支援制度
分析の背景	教員や学生が行う研究の質向上を目的とした様々な支援制度を構築し、運用している。
分析の内容	<p>教員や学生が行う研究の質向上を目的として、様々なタイミングでピアレビューを行う体制を整えている。具体的には、静岡県の委託研究費を活用する研究については、委託研究評価会議において学外の研究指導顧問3名から評価・改善指導を受ける機会を設けた。委託研究評価会議に先立つ学内評価会議においては、学長、副学長、研究科長等からも評価・改善指導を受ける機会を設定している。</p> <p>SKDB 研究においては研究支援および質の向上のため、解析用データセットを抽出するために高度なプログラミングが必要となる場合に備え、業務を受託するプログラマー（派遣）を確保し、教員や学生がオンサイト（週1日）及びオンラインでデータ抽出や研究について相談できる環境を整えた。</p> <p>研究倫理審査委員会においては、個々の研究の倫理面について審査するのみならず、研究面に踏み込んで意見提示、改善支援を行うことで、研究の質向上に貢献している。</p> <p>論文発表や学会発表を支援する助成制度（成果発表助成費）の活用を促し、成果発表を資金面からバックアップした。令和5年度は、世界情勢を勘案して助成上限額を増加することで、成果発表資金面の拡充を行った。</p> <p>学生が研究や成果発表等に活用できる研究指導経費を1人当たり10万円を上限として研究指導教員に配分することで、学生の研究発表を支援した。</p>
自己評価	研究の様々なステップにおいて評価、支援を行う体制を整えることで、教員や学生が行う研究の質向上に努めた。
関連資料	

タイトル (No. 4)	成果の還元に向けた行政機関等とのシステム作り
分析の背景	社会健康医学研究センターでは、健康課題解決のための研究を適正に審査・評価する仕組みに加え、県・市町の関係行政機関等と積極的な関わり合いをもち、成果の還元に向けて取り組んでいる。
分析の内容	<p>社会健康医学研究センターにおいて、静岡県や県内の市町等が抱える健康課題に対して社会健康医学の研究と成果還元の観点から、健康増進やその施策立案等を支援した。</p> <p>まず、同センター内に設置した地域・産官学連携委員会を定期的に開催し、県の指定課題について県と大学間の連携を図りながら、研究を推進した。さらに、同センター業務の総括補佐として、副センター長を設置し、県や市町、企業等からの諸課題に対する対策の提案や助言等を積極的に実施する体制を整えた。</p> <p>また、社会健康医学研究センターに設置した委託研究評価会議において、県との連携事業、県からの指定課題研究並びに疫学研究、医療ビッグデータ解析研究及びゲノムコホート研究について、研究指導顧問として社会健康医学領域に精通した3名の専門家を学外から招聘し、支援を受けながら研究の審査・評価及び進捗管理を実施した。なお、会議の円滑な運営をサポートするため、事前に、社会健康医学研究センター長、副センター長や学内委員による委託研究学内評価会議において、個々の研究課題に関する評価・助言等を実施した。</p> <p>上記に加え、以下のような研究成果等説明会や県主催の事業への参画を実施しながら、県や市町の行政機関等と積極的に関わりながら、健康課題解決のための方策を検討し、成果の還元に向けて取り組んだ。</p> <p>【県・市町向けの研究成果等報告会の開催】 県を対象に、委託研究の成果報告会（10月12日）を開催し、研究成果について分かりやすく紹介した。県の保健事業担当者及び本学教員計60人が参加した。</p> <p>県の主催により、県、市町、関係団体の保健事業担当者を対象とした社会健康医学研究成果報告会（11月30日）を開催し、県及び市町の保健事業担当者及び本学教員計115人が参加した。本学における主要な研究（口腔と全身の健康に関するエビデンス創出のための研究、健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング、特定健診・がん検診の受診率向上のための研究、がん早期発見・早期治療に伴う医療費削減効果の検討）の報告を行うとともに、市町の保健事業の立案や評価における本学との連携の在り方についても提案した。参加者と本学教員とが参加して、「県および市町の抱える健康課題」に関するディスカッションを行った。</p> <p>【県主催の事業への参画】 「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション」に参画し、機能性食品等の開発において専門的見地から助言を行った。</p> <p>伊豆ヘルスケア温泉イノベーション（ICOI）プロジェクトの評価委員として、専門的見地から助言を行うなど当該プロジェクトの高度化に貢献した。</p> <p>静岡県血圧測定習慣化タスクフォースの構成員として、県民の血圧測定習慣化に向けて専門的見地から助言を行った。</p> <p>産学官連携で開発した「しずおか健幸惣菜弁当」に関して、ヘルスオープンイノベーション静岡のタスクフォースに参画し、ヘルスコミュニケーションの観点等から助言を行った。</p> <p>ふじのくに健康増進計画推進協議会の委員として教員が会議に出席し、健康増進計画の策定及び推進等に関して専門的見地から助言を行った。</p> <p>歯科保健医療提供体制分析・活用事業ワーキング・グループに委員として教員が出席し、専門的見地から助言を行った。</p> <p>特定健診未受診者対策力強化事業のアドバイザーとして、教員が市町の実施する受診勧奨の取組に対して助言指導を行った。</p>
自己評価	社会健康医学研究センターや地域・産官学連携委員会を中心に、社会健康医学の研究と成果還元に向けて取り組んでいる。
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学の設置に当たり文部科学省に提出した設置認可申請書において、設置の趣旨等を記載した書類の中で本学の基本的な理念として「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、県民をはじめとした全国健康寿命延伸に資する研究課題の科学的な分析を通じ、国内だけでなく国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を目指す」ことを掲げている。</p> <p>本学では、この基本理念を実現するため、「ア 研究の推進」「イ 人材の育成」「ウ 成果の還元」「エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点」を基本方針に、様々な方法により教育研究活動の進展に努めている。</p> <p>本学における特色ある教育研究の取組は以下のとおりである。</p> <p>「ア 研究の推進」に関する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 静岡県保データベース（SKDB）の分析から、様々な疾患や要介護状態になるリスク因子の分析などに取り組んだ。 2. 全県で2万人規模のコホートを築くことを目標に、令和4年度までの賀茂地域に引き続き、令和5年度から西部地域（袋井市）でコホート研究を開始した。 	<p>「イ 人材の育成」に関する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 多様なバックグラウンドを持つ学生が集う特性を活かすため、ディスカッションの機会を頻繁に設けた。 <p>「ウ 成果の還元」に関する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 社会健康医学研究センターにおいて、健康課題に対して、研究成果を行政施策に反映させることを目的とした研究テーマを県指定研究として実施した。 <p>本学を「エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点」として位置付け、これらの活動を統合して実践することを通じ、国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」の構築を目指している。</p>
--	--

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究の推進	33
2	医学研究と健康づくりを両立したゲノムコホート研究の推進	34
3	多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備	35
4	静岡県、県内市町と連携した教育研究、研究成果の社会還元	36

3) 特色ある教育研究の取組み

<p>タイトル (No. 1)</p>	<p>静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究の推進</p>				
<p>取組の概要</p>	<p>静岡県の県内全ての市町の国民健康保険・後期高齢者医療保険の健診・医療・介護データの提供を受け、様々な医学的課題の解決と研究成果の社会実装を目指した医療ビッグデータ解析研究に取り組んだ。</p>				
<p>取組の成果</p>	<p>静岡県の全ての市町の平成 24 年以降の特定健診、医療レセプト、介護レセプトの提供を受け、それらを縦断的に連結した静岡国保データベース (SKDB) を用いて、医療ビッグデータ解析研究に取り組んだ。</p> <p>学内での SKDB の利活用を促進する目的で、KDB 委員会主体で教員・学生向けに利用者講習会を開催した。医療ビッグデータの扱いに不慣れであっても、様々なリサーチクエストの究明に SKDB を活用できるように、解析に必要なデータを簡便に切り出すためのプログラムを用意するとともに、高性能な計算機を複数台設置することで常に解析できる環境を提供した。また、解析用データセットを抽出するために高度なプログラミングが必要となる場合に備え、業務を受託するプログラマー (派遣) を確保し、学生や教員がオンサイト及びオンラインでデータ抽出や研究について相談できる環境を整えた。</p> <p>SKDB に含まれる延べ 240 万人の医療・介護・健診データを活用した研究では、様々な疾患や要介護状態になるリスク因子の分析、治療方法や処方とアウトカムとの関連などについて分析を進めた。一連の研究には大学院生も研究者として加えることで、より充実した研究の実施に努めた。研究の成果は、専門の学術雑誌、英文論文への投稿、および学会等で発表した。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>医療ビッグデータ解析研究に関する個別研究テーマ数</td> <td style="text-align: right;">60 件</td> </tr> <tr> <td>医療ビッグデータ解析研究に関する論文件数及び学会発表件数</td> <td style="text-align: right;">28 件</td> </tr> </table> <p><主な研究成果></p> <ul style="list-style-type: none"> • Yoshioka R, et al. Effectiveness of suvorexant versus benzodiazepine receptor agonist sleep drugs in reducing the risk of hip fracture: Findings from a regional population-based cohort study. PLoS One. 2023 Apr 24;18(4):e0284726. オレキシン受容体拮抗薬のスボレキサントと大腿骨骨折発生の関連を明らかにした。 • Hashizume H, et al. Hydrochlorothiazide increases risk of nonmelanoma skin cancer in an elderly Japanese cohort with hypertension: The Shizuoka study. JAAD Int. 2023 Apr 26;12:49-57. ヒドロクロロチアジド (高血圧治療薬) 使用と非メラノーマ皮膚がん発症との関連を明らかにした。 • Shoji-Asahina A, et al. Risk factors, treatment and survival rates of late-onset acquired haemophilia A: A cohort study from the Shizuoka Kokuho Database. Haemophilia 2023 May;29(3):799-808. 遅発性の後天性血友病 A について、60 歳以上の方を対象とした詳細な解析を実施した。 • Miyakoshi A, et al. Administration of Tranexamic Acid After Burr Hole Craniotomy Reduced Postoperative Recurrence of Chronic Subdural Hematoma in a Japanese Regional Population. Neurosurgery. 2023;93:1160-1167. 特定の薬 (トラネキサム酸) 投与が慢性硬膜下血腫の術後の再手術の可能性を下げることが明らかになった。 • Imaichi Y, et al. Leukotriene antagonists reduce epileptic seizures-related hospitalization in older adult populations with allergic rhinitis or asthma: A population-based cohort study using the Shizuoka Kokuho database: The Shizuoka study. Epilepsia Open. 2024 Feb;9(1):200-209. ロイコトリエン受容体拮抗薬 (LTRAs) の発作に関連する入院リスク減少の可能性を研究した。 • Funaki D, et al. Identification of subgroups within a Japanese older adult population for whom statin therapy is effective in reducing mortality. PLoS One. 2023 Dec 1;18(12):e0295052. 日本の 65 歳以上の高齢者を対象に、コレステロール低下薬であるスタチンの効果を調べた。 • Miyakoshi A, et al. Risk factors for glioblastoma in adults in Japan: an exploratory cohort study based on the Shizuoka Kokuho Database, the Shizuoka study. J Neurooncol. 2024 Jan;166(2):341-349. 特定の病名コードと関連治療を用いて成人膠芽腫の症例を特定し、発症リスク因子を探索した。 	医療ビッグデータ解析研究に関する個別研究テーマ数	60 件	医療ビッグデータ解析研究に関する論文件数及び学会発表件数	28 件
医療ビッグデータ解析研究に関する個別研究テーマ数	60 件				
医療ビッグデータ解析研究に関する論文件数及び学会発表件数	28 件				
<p>自己評価</p>	<p>静岡県国保データベースを活用し、様々な健康課題の原因解明と研究成果の社会実装から健康寿命のさらなる延伸に貢献することを目的とした医療ビッグデータ解析研究を推進した。</p>				
<p>関連資料</p>					

<p>タイトル (No. 2)</p>	<p>医学研究と健康づくりを両立したゲノムコホート研究の推進</p>
<p>取組の概要</p>	<p>最先端の医学研究の推進と地域住民の健康づくりを目指したゲノムコホートを実施した。県内外の様々な教育研究機関と連携して進めることで、知と人材が集約する拠点の形成を図った。</p>
<p>取組の成果</p>	<p>ゲノムコホート研究では、個人毎に最適な予防・治療を提供する方法の確立と、研究成果の社会実装による健康増進を目的としている。</p> <p>具体的には、各自治体と連携協定を締結し、フィールド調査（測定会）を行って様々な臨床情報と生体試料を収集した。収集した資料と情報の分析結果は研究や教育に活用するとともに、市町にも還元することで施策の立案や健康増進のための資産として活用していく。</p> <p>このような研究活動とは別に、地域住民に対する健康教育や健康づくり活動を積極的に推進することで、医学研究と市町住民の健康づくりの両立を図る。従来の医学研究では研究のみに力点が置かれることが多かったが、研究と健康づくりとにバランス良く取り組むことで、市町行政や地域住民と強力な連携体制を築く。また、学生が積極的に参加できるような体制づくりにも取り組んでいる。</p> <p>一連の研究は本学独自で行うものではなく、県内外の様々な医療機関、教育研究機関、健診機関等と連携して実施することで、静岡県のみならず我が国の教育研究のレベル向上にも努める。</p> <p>【県内教育研究機関との連携】 常葉大学（静岡理学療法学科）と連携し、身体・運動機能に関する研究に共同で取り組んだ。 静岡文化芸術大学（デザイン学部）と連携し、シンボルマークなどデザインから健康づくりの社会機運を高める取組を継続した。袋井コホートのシンボルマークを考案した。 静岡県立大学（食品栄養科学部、薬学部、看護学部）と連携し、コホートを基盤に栄養疫学研究、薬学・薬効動態研究、保健・看護研究に共同で取り組んだ。また咀嚼機能の評価や歯科領域の検査も新たに取り入れ、高齢者の栄養について多角的に評価するための領域横断的研究を行った。 浜松医科大学（医生理学講座）と連携し、血栓溶解抵抗性に関する血液検査を行い、動脈効果や脳卒中との関連解明に関する研究に取り組んだ。</p> <p>【県外教育研究機関との連携】 京都大学（ゲノム医学センター）と連携し、コホートで収集した末梢血から DNA 抽出を進めるとともに、DNA の網羅的分析を進める準備を整えた。 京都大学（眼科）と連携し、高齢者に多い眼底病変、眼圧異常、網膜の形態学的評価と循環器疾患や認知機能との関連解明に関する研究を行った。 新潟大学（包括歯科補綴学）・国立長寿医療研究センター（歯科）と連携し、残存歯数や歯列、咬合力に関する検査も新たに取り入れ、高齢者の口腔状態について多角的に評価するための領域横断的研究を行った。 経済産業研究所と連携し、社会経済因子が健康指標に与える影響に関する研究に取り組んだ。</p> <p>【企業との連携】 中部電力株式会社と共同で電力の使用状況からフレイルを検知するための研究開発に取り組んだ。</p> <p>【コホート調査（ふくけん!健診ミニ）の実施】 5～12月にかけて、袋井市の総合検診に相乗するスタイルでコホート調査「ふくけん!健診ミニ」（全17回）を実施し、964名の参加者を得た。骨密度やサルコペニアの検査を行い、得られた情報を研究に活用するとともに、参加者に結果を回付することで健康づくりを直接支援した。ふくけん!健診ミニの機会に2月に実施するふくけん!健診の参加者を募集した。</p> <p>【コホート調査（ふくけん!健診）の実施】 2月に独自型の健診（ふくけん!健診）を実施し、888名の参加者を得た。通常の健診では行わない検査（脈波伝播速度、心エコー、頸動脈エコー、骨密度、運動機能等）を行って研究に必要な情報を収集するとともに、対象者に結果を回付することで健康づくりに直接貢献した。健診会場で行う検査に加えて、家庭での朝晩と就寝時の血圧測定、塩分摂取量の測定（24時間蓄尿検査）も行った。加えて近隣の医療機関の協力を得て、頭部MRIや腹部・大腿部のCT撮影も行った。収集した生体試料の分析を適宜進め、最新の予防医学研究に必要なデータを継続的に獲得している。</p> <p>【コホート調査への参加スタッフの数】 コホート調査（ふくけん!健診ミニ、ふくけん!健診、ならびに関連業務（事前説明会、結果説明会、市町や医療機関等の調整業務）のため、研究代表者が年間66日間袋井市に出向いた。 コホート調査に関わった教職員（他大学や県からの参加者含む）は延べ466人であった。</p>
<p>自己評価</p>	<p>静岡県をフィールドに、様々な健康課題の原因解明と研究成果の社会実装から健康寿命のさらなる延伸に貢献することを目的としたゲノムコホート研究を推進した。</p>
<p>関連資料</p>	

タイトル (No. 3)	多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備
取組の概要	多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に知識を吸収することで、幅広い視野と深い知識をもつ人材を育成する教育研究を実施するとともに、そのために必要な教育研究環境を充実した。
取組の成果	<p>令和5年度は博士前期課程に16名が入学し、在學生は2学年合わせて計36名となった。内訳は、医師14名、保健師6名、薬剤師4名、歯科医師3名、看護師2名、その他7名であった。本科生に加え、前期は11名、後期は12名の科目等履修生が授業に参加した。</p> <p>多彩なバックグラウンドを持つ学生が集う特性を最大限に活かすため、それぞれの専門知識を基に質の高い議論が行えるように、授業ではディスカッションの機会を頻繁に設けた。ディスカッションでは、学生のバックグラウンドによらず議論を行えるように提示する課題を工夫した。また、グループワークを積極的に取り入れた。グループワークでは、例えば医療政策全般で導入されているロジックモデルによる施策評価指標の作成など、即戦力を身につけるようなテーマを与えることで関心を高めた。また、1つのテーマに分担して取り組むことで、進捗管理など共同研究に必要なプロジェクト・マネージメント能力も養った。本学の教育研究環境を充実させるため、院生室、講義室、演習室等の学生エリアは、24時間利用できるようにカード認証システムを維持・管理した。図書館も24時間体制を維持した。また、VPNで学内LANにアクセスする仕組みにより、時間や場所にとらわれず、学内と同じ環境で学修・研究を行える環境を引き続き提供した。</p> <p>学外で行う授業科目「フィールド実習」において、担当教員が関係機関と協力し、学生の実践的な教育に資する体験的な学習の場を提供した。全3回の学外実習（県環境衛生科学研究所、静岡県庁健康政策課、静岡市中島浄化センター）に延べ学生10名、教員12名が参加し、公衆衛生に関する現状の評価と課題発見・解決に資する知見を得た。</p> <p>第1期生の修士論文・課題研究報告をまとめた『社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 特別研究成果報告集』を発刊し、在學生が自らの研究テーマや研究デザインを検討するための資料として公開した。なお、将来的に修了生が研究成果を学術論文として発表する場合に二重投稿や著作権等の懸念事項が生じないように、報告集は本学の図書館でのみ閲覧できることとした。</p> <p>博士後期課程には令和5年度に1期生6名（医師4名、獣医師1名、その他1名）が入学した。博士後期課程の学生が博士前期課程の学生の研究を指導し、また研究発表会に参加するなど、課程の枠を超えた一体的な教育研究が進められた。</p>
自己評価	ディスカッションやグループワークを授業に柔軟に取り入れ、また時間や場所にとらわれない学修環境を整備することで、学生同士が相互に知識を吸収、研鑽しあう教育研究を実施した。
関連資料	

タイトル (No. 4)	静岡県、県内市町と連携した教育研究、研究成果の社会還元
取組の概要	学内に設置した社会健康医学研究センターにおいて、県や県内市町が抱える健康課題の解決や政策立案に資することを目的に研究を行い、研究成果を社会に還元する取り組みを積極的に推進した。
取組の成果	<p>社会健康医学研究センターにおいて、静岡県や県内の市町等が抱える健康課題に対して、研究成果を行政施策に反映させることを目的とした研究テーマを県指定研究として実施した。4件の継続研究に加え、1件の新規指定テーマを開始した。 継続研究4件については、以下のとおりである。</p> <p>【高血圧対策事業の実施と効果評価】 中小企業の従業員を対象に、家庭血圧の測定を習慣化するフィジビリティ研究を実施した（7つの事業所の121人が対象）。家庭血圧計の配付と、保健師等の専門職による測定継続支援とを組み合わせることで、血圧測定の習慣化と高血圧予防に向けた行動変容を惹起できる可能性を検討した。</p> <p>【健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング】 次期健康増進計画の基礎資料や計画の評価のために必要な生活習慣病予防のモニタリングとして、栄養素摂取量、身体活動量、喫煙、飲酒などの生活習慣などを、県及び市町毎に十分な精度・代表性を以て適切な間隔で測定できるような体制づくりを目的に、県内二次保健医療圏8地区を中心に抽出した14市町におけるランダムサンプリング調査及び県全体における非ランダムサンプリング調査を実施した。また、市町を対象として研修会を年3回実施し、事業化のための情報提供を実施した。</p> <p>【特定健診・がん検診の受診率向上のための研究】 特定健診受診率向上に関心の高い市町の募集に対し応募のあった、伊東市、伊豆の国市、下田市、御前崎市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、富士市に対し、現状の分析を行った。分析結果に基づき、受診率向上に効果があると考えられる施策を市町とともに立案し、市町において実施可能な施策を実施した。</p> <p>【健康寿命の延伸など健康に関する数値改善の施策立案のための研究】 本研究では、国民生活基礎調査健康票の調査票データの二次利用申請を厚生労働省に対して実施してデータを得た。解析では、全国の死亡率及び全国の不健康割合を用いて生命表分析を行うことで、健康寿命に対する死亡及び不健康の影響を明らかにした。静岡県の健康寿命の課題として、死亡は全国平均付近にあること、不健康は若年で全国平均付近にあることが明らかになった。</p> <p>新規開始研究は、以下のとおり1件である。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症の高齢者施設等での発生状況の分析】 高齢者・障害者関係の施設・事業所から県に対して報告された新型コロナウイルス感染症患者の発生報告などをもとに、これらの施設における発生状況を分析し、その違いを調べることによって、集団発生等を予防するための方策を検討する。</p>
自己評価	社会健康医学研究センターや地域・産官学連携委員会を中心に、社会健康医学の研究と成果還元を推進した。
関連資料	

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記入欄								備考										
大学の名称		静岡社会健康医学大学院大学																		
学校本部の所在地		静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号																		
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日		所在地				備考											
		研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地				備考											
	大学院課程	社会健康医学研究科 社会健康医学専攻(M) 社会健康医学専攻(D)	2021年4月1日 2023年4月1日		静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号															
		専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地				備考										
	別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日		所在地				備考											
学生募集停止中の学部・研究科等																				
教育研究実施組織	学士課程	学部・学科等の名称	基幹教員								基幹教員以外の教員(助手を除く)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数	備考							
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手										
		a.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—								
		b.	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—									
		c.	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		d.	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		e.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—									
		a.	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		b.	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—									
		c.	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		d.	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
		計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									
教育研究実施組織	専門職学位課程等含む	学部・学科等の名称	基幹教員								基幹教員以外の教員(助手を除く)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数	備考							
			教授	准教授	講師	助教	計	基幹教員	うち教授数	うち実務家基幹教員数				うち2項該当数	うちみなし基幹教員数	基準数	うち教授数	うち実務家基幹教員数	うち2項該当数	うちみなし基幹教員数
		a.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
		b.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
		小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
		c.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
		d.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
		e.	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
		a.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
		b.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
		小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
		c.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
		d.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—

)		0人	0人	0人	0人	0人	人	人	0人	0人	0人	人	人	人	人	人	人	人	—
	a.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
d.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員																	
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	備考							
	社会健康医学研究科 社会健康医学専攻(M、D)	25人	15人	0人	25人	6人	人	6人	12人	人	15人								
	計	25人	15人	0人	25人	6人	0人	6人	12人	0人	15人								
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員																	
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	備考							
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人								
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計													
	校舎敷地面積	—	11,515 m ²	m ²	m ²	11,515 m ²													
	運動場用地	—	m ²	m ²	m ²	0 m ²													
	校地面積計	m ²	11,515 m ²	0 m ²	0 m ²	11,515 m ²													
校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計													
	校舎面積計	m ²	9,209 m ²	m ²	m ²	9,209 m ²													
	学部・研究科等の名称	室数																	
	社会健康医学研究科	29室																	
施設・設備等	図書館等の名称	面積	閲覧席数																
	附属図書館	275.5 m ²	24席																
	図書館	m ²	席																
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕															
附属図書館	2,214〔325〕冊	4,064〔2,456〕種	4,037〔2,456〕種																
計	2,214〔325〕冊	4,064〔2,456〕種	4,037〔2,456〕種																
体育館	面積																		
	m ²																		
	m ²																		

- [注]
- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
 - 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第41条）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
 - 教育研究組織の欄に、専門職学位課程（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
 - 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附属研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
 - 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
 - 教育研究実施組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で基幹教員及び基幹教員以外の教員の数を記入してください。また、専門職学位課程等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学位課程等を設置している場合は「学士課程（専門職学位課程等含む）」の欄を使用してください。
 - 基幹教員の数値は下記区分に基づき記載してください。
 - 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの
 - 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）
 - 専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）
 - 専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）
 - 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、基幹教員及び基幹教員以外の教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」の欄は「—」としてください。
 - 教育研究実施組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第41条）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学位課程等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての基幹教員数や所属組織等を記入してください。
 - 基幹教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合は基幹教員に算入しないでください。また、大学設置基準第9条における「授業を担当しない教員」についても含めないでください。
 - 基幹教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - 大学設置基準第10条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - 大学通信教育設置基準第8条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - 大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条

- 12 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「うち実務家基幹教員数」の欄については、大学設置基準第42条の3に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する基幹教員（実務家基幹教員）の教員数、「うちみなし基幹教員数」の欄については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う基幹教員以外の者（みなし基幹教員）の教員数を記入してください。
- 13 「専門職学位課程」のうち、「うち実務家専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家基幹教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし基幹教員数」の欄は「－」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「基幹教員」欄に記入した基幹教員のうちの実務家基幹教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家基幹教員中にみなし基幹教員がいる場合は、さらにその内数を実務家基幹教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいる「実務家基幹教員」及び「みなし基幹教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 大学設置基準第57条に定める教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例を受けている場合には、特例を受けた学部・学科・課程等の「備考欄」に特例の内容を簡潔に記載してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第9条の校舎等の施設の面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、基幹教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	入学定員に対する平均比率	備考
		志願者数							
		合格者数							
		入学者数(A)							
		入学定員(B)							
		入学定員充足率(A/B)							
		在籍学生数(C)							
		収容定員(D)							
	収容定員充足率(C/D)								
		志願者数							
		合格者数							
		入学者数(E)							
		入学定員(F)							
		入学定員充足率(E/F)							
		在籍学生数(G)							
収容定員(H)									
収容定員充足率(G/H)									
合計	志願者数	0	0	0	0	0	0		
	合格者数	0	0	0	0	0	0		
	入学者数(I)	0	0	0	0	0	0		
	入学定員(J)	0	0	0	0	0	0		
	入学定員充足率(I/J)								
	在籍学生数(K)	0	0	0	0	0	0		
	収容定員(L)	0	0	0	0	0	0		
	収容定員充足率(K/L)								

研究科名	専攻名	項目	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	—	入学定員に対する平均比率	備考
社会健康医学研究科	(M)	志願者数	47	35	36	25			
		合格者数	19	16	18	18			
		入学者数(A)	19	16	16	18			
		入学定員(B)	10	10	10	10		173%	
		入学定員充足率(A/B)	190%	160%	160%	180%			
		在籍学生数(C)	19	35	36	37			
		収容定員(D)	10	20	20	20			
	収容定員充足率(C/D)	190%	175%	180%	185%				
	(D)	志願者数			9	8			
		合格者数			6	5			
		入学者数(E)			6	5			
		入学定員(F)			2	2		275%	
		入学定員充足率(E/F)			300%	250%			
		在籍学生数(G)			6	11			
収容定員(H)				2	4				
収容定員充足率(G/H)			300%	275%					
〇〇研究科合計	志願者数	47	35	45	33	0			
	合格者数	19	16	24	23	0			
	入学者数(I)	19	16	22	23	0			
	入学定員(J)	10	10	12	12	0	181%		
	入学定員充足率(I/J)	190%	160%	183%	192%				
	在籍学生数(K)	19	35	42	48	0			
	収容定員(L)	10	20	22	24	0			
	収容定員充足率(K/L)	190%	175%	191%	200%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
〇〇学部	〇〇学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
	××学科	入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
〇〇学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。